

秋田市告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月23日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護事業所りぼん広面	秋田市広面字大袋50番地3	令和5年7月1日
訪問看護ステーションおんぶ	秋田市土崎港北一丁目13番43号	令和5年7月1日